

## 金沢美術工芸大学における競争的研究費に係る間接経費の取扱方針

平成30年6月1日 学長決定

令和4年2月3日 改正

### (目的)

1. この取扱方針は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における競争的研究費に係る間接経費の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

2. 間接経費とは、直接経費に対して一定比率（通常は30%）で手当され、競争的研究費による「研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費」をいう。

### (使途)

3. 間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は共通指針別表1に準ずる。

### (研究者の転出に伴う返還)

4. 研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的研究費拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠することとする。

### (実績報告)

5. 毎年度の使用実績に応じて、当該競争的研究費拠出元の機関に、定められた期日までに報告する。

### (執行及び管理)

6. 間接経費は、最高管理責任者（学長）のもとで計画的かつ適正に執行すると共に、使途の透明性を確保するものとする。

### (配分)

7. 間接経費は50%を上限とする額を執行可能額として当該競争的研究費を獲得した研究者に対して示し、執行希望を募る。執行に当たっては直接経費に充当すべきものは対象外とすることに十分留意するものとする。

### (取り扱いの変更)

8. 関係府省より共通指針等に見直しがあった場合には、本取扱方針も随時見直すこととする。

以上

### 附則

この方針は、令和4年4月1日から適用する。